

西尾市文化芸術関係全国大会等出場激励費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術活動の全国大会等に出場する個人又は団体に激励費を交付し、激励することによって本市の名声と文化芸術の振興を図るため、西尾市文化芸術関係全国大会等出場激励費（以下「激励費」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる文化芸術活動の範囲)

第2条 激励費の対象となる文化芸術の範囲は次のとおりとする。

- (1) 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次号に掲げる芸術を除く。)
- (2) 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- (3) 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- (4) 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（前号に掲げた伝統的な芸能を除く。)
- (5) 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化芸術活動
- (6) 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- (7) その他前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めるもの

(対象大会)

第3条 交付の対象となる大会（以下「全国大会等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、同一期間、又は同一大会要項等で開催される大会は、同一大会とみなす。

- (1) 文部科学省又は文化庁が主催又は共催若しくは後援する大会のうち、地方予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模以上の大会
- (2) 国及び地方公共団体、その他これらに準ずる機関(政治団体、宗教団体、流派団体等を除く。)、新聞社等が主催する全国規模以上の大会のうち、地方予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模以上の大会
- (3) 国民文化祭及び全国高等学校総合文化祭の構成事業として、全国的に公募する大会
- (4) 国際大会
- (5) その他前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める大会

(交付対象者)

第4条 前条に掲げる全国大会等に出場する者のうち激励費の交付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記載されている者又は市内に在勤し、若しくは在学する者
- (2) 構成員の半数以上が本市の住民基本台帳に記載されている者又は市内に在勤

し、若しくは在学する者である団体

(3) 前条第4号に掲げる国際大会においては、市外に住所を有する場合でも実家が市内にあり、在住履歴のある者

(4) その他教育委員会が認める者

2 交付の対象となる団体の顧問等は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記載されている者又は市内に在勤し、若しくは在学する者で、全国大会等の開催要領等で必要と認められ、参加申込書等に記載のある出場者以外の者

(2) 市内小中学校、高等学校等の部活動顧問等で、児童生徒を引率する立場にある者

(激励費の額)

第5条 激励費の額は、別表のとおりとする。

(適用除外)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、激励費を交付しない。

(1) 美術展、写真展、書道展その他の作品展への出展、文芸作品等の応募その他対象者が全国大会の開催地に行くことなく出場できるとき

(2) 応募者の全てが出場できるとき

(3) 交流、親睦等を図ることのみを主な目的とするとき

(4) 出場種目を生業とするとき

(交付申請)

第7条 全国大会等に出場する者は、全国大会等が開催される日の14日前までに西尾市文化芸術関係全国大会等出場激励費交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、出場する者の発表が大会の直前になる等やむを得ない理由で14日前までに提出できない場合は、この限りでない。

(1) 出場する全国大会等の開催要領

(2) 予選会又は選考会の開催要領

(3) 予選会又は選考会の結果の記載された書類

(4) 全国大会等にエントリーされたことを明らかにする書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、出場する者が個人の場合は本人が、団体の場合は代表者が行うものとする。ただし、出場する者が未成年である場合は、保護者又は所属団体の責任者が行うものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に掲げる申請書が提出された場合は、その内容を審査し、激励費の交付の適否を決定して、西尾市文化芸術関係全国大会等出場激励費交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 激励費の交付を受けた者は、全国大会等終了後速やかに西尾市文化芸術関係

全国大会等出場激励費報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（返還）

第10条 激励費を交付後、全国大会等が中止になった場合及び大会を欠場する等激励費を交付する要件に該当しなくなった者については、既に交付した激励費の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、激励費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、同年4月1日以後に開催された全国大会等に出場したものに適用する。

別表（第5条関係）

大会区分	交付対象	交付額
国際大会	個人	20,000 円
	団体	20,000 円×人数 ※上限 120,000 円
全国大会 (第3条第4号を除く。)	個人	5,000 円
	団体（4～10人以下）	20,000 円
	団体（11人以上）	30,000 円

※ 同一団体において、交付対象者が4人以上の場合は、団体として申請すること。

※ 同一大会において団体戦、個人戦に出場する場合は、重複しての交付はしないものとする。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）西尾市長

申請者
住所
氏名（団体名）
電話

西尾市文化芸術関係全国大会等出場激励費交付申請書

全国大会等に出場しますので、激励費を交付してください。

記

ふりがな	
氏名・団体名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所 ・ 所 在 地	
勤 務 先 ・ 学 校 名	
大 会 名	
期 日	年 月 日～ 年 月 日
会 場	
全国大会等出場の 経 緯	

※ 全国大会要領、予選大会要領、予選大会結果、参加申込書（写）を添付すること。

様

西尾市長

西尾市文化芸術関係全国大会等出場激励費交付決定通知書

西尾市文化芸術関係全国大会等出場激励費の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付の適否	適 ・ 否
氏名・団体名	
住所・所在地	
大会名	
期 日	年 月 日～ 年 月 日
会 場	
交付不決定の理由	

備考 この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、前記の審査請求の決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（宛先）西尾市長

申請者
住所
氏名（団体名）
電話

西尾市文化芸術関係全国大会等出場激励費報告書

全国大会等に出場しましたので、報告します。

記

ふりがな	
氏名・団体名	
大会名	
期 日	年 月 日～ 年 月 日
会 場	
全国大会等の結果	

※ 大会の結果の分かる書類を添付すること。